別記様式第２号

水産用抗菌剤使用指導書交付申請書（高知県版：海面養殖）

年　月　日

高知県水産試験場長　様

 下記のとおり、水産用抗菌剤使用指導書の交付を申請します。

なお、水産動物に抗菌剤を使用するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第1項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を遵守し、適正に使用します。

　また、交付にあたって、本申請分と既交付分で有効期間が重複する内容があった場合は、有効期間が本申請の交付日より１年間となることに異存がないことを申し添えます。

記

１ 養殖業者等名： （法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

 　電話番号：

２ 住所： （水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の住所）

３ 使用を希望する水産用抗菌剤についての情報

　（①②③について、該当箇所の□を塗りつぶしてください：複数回答可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①使用したい水産用抗菌剤の成分名 | ②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類 | ③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病 |
| □　アンピシリン | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 |  |
| □　ホスホマイシンカルシウム | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 | □　エドワジエラ症　 |
| □　チアンフェニコール | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 | □　ビブリオ病 |
| □　フロルフェニコール | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 | □　連鎖球菌症 |
| □　エリスロマイシン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　塩酸リンコマイシン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　塩酸ドキシサイクリン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 | □　ビブリオ病 |
| □　かれい目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　塩酸オキシテトラサイクリン | □　すずき目魚類 | □　ビブリオ病 |  |
| □　にしん目魚類（海水養殖） | □　ビブリオ病 |  |
| □　かれい目魚類 | □　連鎖球菌症 |  |
| □　ふぐ目魚類 | □　ビブリオ病 |  |
| □　オキソリン酸 | □　すずき目魚類 | □　類結節症 |  |
| □　にしん目魚類（海水養殖） | □　せっそう病 | □　ビブリオ病 |
| □　オキソリン酸（懸濁水性剤） | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 |  |
| □　スルファモノメトキシン又はそのナトリウム塩 | □　すずき目魚類 | □　ビブリオ病 | □　ノカルジア症 |
| □　スルフィゾールナトリウム | □　ぶり | □　類結節症　 　　 　 | □　ビブリオ病 | □　ノカルジア症 |
| □　（　　　　　　　　　　　　） | □ ( ) | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） |

注：水産用医薬品の使用記録票又は魚病被害・水産用医薬品使用状況調査票の写しを添付すること。

別記様式第３号

水産用抗菌剤使用指導書交付申請書（高知県版：内水面養殖）

年　月　日

高知県内水面漁業センター所長　様

 下記のとおり、水産用抗菌剤使用指導書の交付を申請します。

なお、水産動物に抗菌剤を使用するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第1項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を遵守し、適正に使用します。

　また、交付にあたって、本申請分と既交付分で有効期間が重複する内容があった場合は、有効期間が本申請の交付日より１年間となることに異存がないことを申し添えます。

記

１ 養殖業者等名： （法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

 　電話番号：

２ 住所： （水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の住所）

３ 使用を希望する水産用抗菌剤についての情報

　（①②③について、該当箇所の□を塗りつぶしてください：複数回答可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①使用したい水産用抗菌剤の成分名 | ②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類 | ③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病 |
| □　フロルフェニコール | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 |
| □　うなぎ目魚類 | □　パラコロ病　 | 　 |
| □　あゆ | □　ビブリオ病□　冷水病 | □エドワジエラ・イクタルリ感染症 |
| □　塩酸オキシテトラサイクリン | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 | □　連鎖球菌症 |
| □　うなぎ目魚類 | □　パラコロ病　　 |  |  |
| □　オキソリン酸 | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 |
| □　うなぎ目魚類 | □　鰭赤病 | □　赤点病　　　　□　パラコロ病 |
| □　こい目魚類 | □　エロモナス病 |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |
| □　オキソリン酸（薬浴用） | □　うなぎ | □　パラコロ病 |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |
| □　スルファモノメトキシン又はそのナトリウム塩 | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病 | □　ビブリオ病 |
| □　うなぎ目魚類 | □　鰭赤病 |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |
| □　スルファモノメトキシンナトリウム（薬浴用） | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 |
| □　スルファモノメトキシン及びオルメトプリムの配合剤 | □　うなぎ目魚類 | □　パラコロ病 |  |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |  |
| □　スルフィゾールナトリウム | □　にじます　　　□　あゆ | □　ビブリオ病 | □　冷水病 |  |
| □　こい | □　カラムナリス病 |
| □　（　　　　　　　　　　） | □ ( ) | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） |

注：水産用医薬品の使用記録票又は魚病被害・水産用医薬品使用状況調査票の写しを添付すること。

別記様式第４号

水産用抗菌剤使用指導書（高知県版：海面養殖）

交付番号：　　　　第　　　　号

交付年月日： 　 年 　月 　日

有効期限：交付年月日より１年間

１　養殖業者等名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

２　住所：（水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の名称）

３ 指導内容（①使用可能な水産用抗菌剤、②水産動物の種類、水産動物の疾病）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①使用可能な水産用抗菌剤の成分名 | ②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類 | ③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病 |
| □　アンピシリン | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 |  |
| □　ホスホマイシンカルシウム | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 | □　エドワジエラ症　 |
| □　チアンフェニコール | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 | □　ビブリオ病 |
| □　フロルフェニコール | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 | □　連鎖球菌症 |
| □　エリスロマイシン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　塩酸リンコマイシン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　塩酸ドキシサイクリン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン | □　すずき目魚類 | □　連鎖球菌症　　 | □　ビブリオ病 |
| □　かれい目魚類 | □　連鎖球菌症　　 |  |
| □　塩酸オキシテトラサイクリン | □　すずき目魚類 | □　ビブリオ病 |  |
| □　にしん目魚類（海水養殖）　 | □　ビブリオ病 |  |
| □　かれい目魚類 | □　連鎖球菌症 |  |
| □　ふぐ目魚類 | □　ビブリオ病 |  |
| □　オキソリン酸 | □　すずき目魚類 | □　類結節症 |  |
| □　にしん目魚類（海水養殖） | □　せっそう病 | □　ビブリオ病 |
| □　オキソリン酸（懸濁水性剤） | □　すずき目魚類 | □　類結節症　 |  |
| □　スルファモノメトキシン又はそのナトリウム塩 | □　すずき目魚類 | □　ビブリオ病 | □　ノカルジア症 |
| □　スルフィゾールナトリウム | □　ぶり | □　類結節症　 　　 　 | □　ビブリオ病 | □　ノカルジア症 |
| □　（　　　　　　　　　　　　） | □ ( ) | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） |

○水産用抗菌剤を使用する際は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第１項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第２条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を守って、適正に使用してください。

○疾病の原因となる細菌の薬剤感受性を確認し、有効な抗菌剤を使うことが、抗菌剤を末永く使っていく上で重要です。

住所：高知県須崎市浦ノ内灰方1153-23

電話番号：（088）856-1175

発行者：高知県水産試験場長　○○　○○

確認者（※）：（　　　　　　）

※魚類防疫員、魚類防疫協力員又は獣医師のいずれか該当するものを記入

別記様式第５号

水産用抗菌剤使用指導書（高知県版：内水面養殖）

交付番号：　　　　第　　　　号

交付年月日： 　 年 　月 　日

有効期限：交付年月日より１年間

１　養殖業者等名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

２　住所：（水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の名称）

３ 指導内容（①使用可能な水産用抗菌剤、②水産動物の種類、水産動物の疾病）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①使用可能な水産用抗菌剤の成分名 | ②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類 | ③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病 |
| □　フロルフェニコール | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 |
| □　うなぎ目魚類 | □　パラコロ病　 | 　 |
| □　あゆ | □　ビブリオ病　　 □　エドワジエラ・イクタルリ感染症□　冷水病 |
| □　塩酸オキシテトラサイクリン | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 | □　連鎖球菌症 |
| □　うなぎ目魚類 | □　パラコロ病　　 |  |  |
| □　オキソリン酸 | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 |
| □　うなぎ目魚類 | □　鰭赤病 | □　赤点病　　　　□　パラコロ病 |
| □　こい目魚類 | □　エロモナス病 |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |
| □　オキソリン酸（薬浴用） | □　うなぎ | □　パラコロ病 |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |
| □　スルファモノメトキシン又はそのナトリウム塩 | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病 | □　ビブリオ病 |
| □　うなぎ目魚類 | □　鰭赤病 |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |
| □　スルファモノメトキシンナトリウム（薬浴用） | □　にしん目魚類（淡水養殖：あゆを除く） | □　せっそう病　 | □　ビブリオ病 |
| □　スルファモノメトキシン及びオルメトプリムの配合剤 | □　うなぎ目魚類 | □　パラコロ病 |  |  |
| □　あゆ | □　ビブリオ病 |  |  |
| □　スルフィゾールナトリウム | □　にじます　　　□　あゆ | □　ビブリオ病 | □　冷水病 |  |
| □　こい | □　カラムナリス病 |
| □　（　　　　　　　　　　） | □ ( ) | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） | □ （　　　　 ） |

○水産用抗菌剤を使用する際は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第１項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第２条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を守って、適正に使用してください。

○疾病の原因となる細菌の薬剤感受性を確認し、有効な抗菌剤を使うことが、抗菌剤を末永く使っていく上で重要です。

住所：高知県香美市土佐山田町山田687-4

電話番号：0887-52-4231

発行者：高知県内水面漁業センター所長　○○　○○

確認者（※）：（　　　　　　）

※魚類防疫員、魚類防疫協力員又は獣医師のいずれか該当するものを記入

別記様式第６号

水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書

 　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

※動物用医薬品販売業者名を記入

 水産用抗菌剤使用指導書の写しを提出できない理由等は下記とおりです。

 なお、養殖水産動物に抗菌剤を使用するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第１項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第２条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を遵守し、適正に使用します。　また、次回水産用抗菌剤を購入する際には、水産用抗菌剤使用指導書の写しを提出した上で購入します。

 記

１　養殖業者等名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

２　住所：（水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の住所）

３　連絡先（電話番号）：

４　抗菌剤使用指導書が提出できない理由：（予期せぬ疾病の発生等理由を記載）

５　使用を希望する水産用抗菌剤についての情報

（１）水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類：

（２）水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病：

（３）使用したい水産用抗菌剤の名称：

別記様式第７号

水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書

 　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

養殖業者等より予期せぬ疾病の発生等に対処するため緊急を要し、使用指導書の写しが提出できないとの理由書の提出があったことから、水産用抗菌剤使用指導書を有しない養殖業者等に水産用抗菌剤を販売しましたので、理由書の写しを添付の上、報告します。